

# 第1章 計画策定について

---

## 1 計画策定の趣旨

---

- 平成17年6月に食育基本法が制定され、県では、同法に基づき、やまなし食育推進計画（平成18～22年度）及び第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）、第3次やまなし食育推進計画（平成28～令和2年度）を策定し、15年にわたり、関係機関・団体や国、市町村等多様な関係者とともに食育を推進してきました。
  
- その結果、小中学校における農業体験の実施回数、運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合、食育応援団や食育推進ボランティアの登録人数等一定の成果を上げてきました。  
一方で、中学校3年生や20～30代の若者が朝食を食べる割合が低下する等、特に若い世代の食習慣についての課題も明らかとなっています。
  
- 人口減少、少子高齢化が進む中、働き方改革や女性の活躍等により共働き世帯が増加する等、社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、食生活の在り方も変化してきています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛のため、テレワークの普及や外食の機会の減少により、家での食事が増える等、生活様式が大きく変化しています。
  
- 令和元年5月には、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、食べることができる食品については破棄することなく、できるだけ食品として活用していくことができるよう「食品ロス削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という）」が制定され、令和2年3月には、法律に基づき「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。
  
- 第3次やまなし食育推進計画が令和2年度で計画期間を終了することから、同計画の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、これまで本県が培ってきた食文化の伝承や魅力ある地域資源の活用等も視野に入れつつ、さらに、食品ロス削減についても新たに「山梨県食品ロス削減推進計画」として本計画に位置づけることとし、食を通じて全ての県民が豊かさや幸せを実感できる山梨を実現するため、今後5年間の指針となる第4次やまなし食育推進計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 食育基本法に基づく計画

この計画は食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

### (2) 食品ロスの削減の推進に関する法律との関係

本計画の第3章の基本方針3「食品ロス削減の推進と体制づくり」については、「食品ロス削減推進法」第12条に基づき、本県の「食品ロス削減推進に関する施策についての計画」と位置づけています。

### (3) 他の県計画等との関係

食育の推進に関連する他の県計画等との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

### (4) 総合的な取り組みの指針

この計画は、県民、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、生産者・事業者、民間団体、市町村、県等、食育や食品ロスの削減に関連するすべての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携し協働して、食育の推進、食品ロスの削減に取り組む際の総合的な指針となるものです。

#### 【関連する他の県計画等】

- ・山梨県総合計画（R1～4）
- ・山梨県消費者基本計画（R3～7）
- ・山梨県食の安全・安心推進計画（H29～R3）
- ・健康長寿やまなしプラン（R3～5）
- ・健やか山梨21（第2次）（H25～R4）
- ・やまなし子ども・子育て支援プラン（R2～6）
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（R2～11）
- ・やまなし環境教育等推進行動計画（H24～）
- ・やまなし農業基本計画（R1～4）
- ・山梨県教育振興基本計画（R1～5）
- ・やまなし子供・若者育成指針（R2～6）
- ・学校における食育推進のための指導手引き（第1次改訂版）（H24～）

## 3 計画期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。